

第3期優良運転代行業者評価制度がスタートします。

第3期優良認定期間 2018年4月1日～2020年3月31日

利用者の皆様方に、真に信頼いただける運転代行業界の実現を目指して、本年4月より第3期優良運転代行業者評価制度がスタートします。

以下の要領で認定受付を開始いたします。今回は認定要件に、法令順守項目、納税申告義務履行以外に、警察庁・国土交通省のご指導により、安全性への取組み、利用者に対する配慮をはじめ社会保険等の適正加入などが認定要件に加われました。

なにとぞ、この制度の意義をご理解いただき、業界の適正・健全化のために1社でも多くの皆様が優良認定を申請されるよう、お願い申し上げます。

今後の日程

- 申請用紙一式の交付 これまでの優良認定業者の方々には、当委員会から申請用紙一式を1月中に発送致します。新規に申請用紙を必要とされる方は、(公社)全国運転代行協会ホームページから、申請用紙一式をダウンロードできます。(1月末までに掲載予定)。郵送を希望される方は優良運転代行業者評価認定委員会宛にFAX(03-3668-2789)でご請求ください。

受付期間 平成30年2月1日～2月28日

申請の手引きを参考に、認定に必要な書類一式をそろえて郵送で申請してください。書類に不備があると審査できませんので、ご確認ください。

- 申請手数料 第3期における申請手数料は、一律 8,000円になりました。
※申請手数料入金確認後、審査に入ります。
- 認定の結果 3月内をめどに、優良認定業者には、優良認定証書と優良認定ステッカー(随伴車台数分、1枚につき500円を代引きで)を交付します。
- 制度の告知 優良認定業者名は、都道府県運転代行関係部署、都道府県警察本部交通部運転代行担当部署、全国飲食店生活衛生同業組合連合会を通じて全国の飲食店に告知するほか、あらゆる機会をとらえて、制度のPRに努めます。

本制度は、かつて警察庁・国土交通省が発出した「運転代行業の更なる健全化対策」の内容を業界団体として真摯に受け止め、取り組むべき健全化対策の一つとして、創設されたものです。

利用者の皆様が、真に信頼できる運転代行業者を、選択される際の確かな目安となるよう警察庁・国土交通省の指導を仰ぎながら、今後ともこの制度の充実に努めます。

問合せ先 優良運転代行業者評価認定委員会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-7

TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789

優良運転代行業者評価制度 申請の手引き

申請に必要な手続きは以下の通りです。ご確認のうえご準備ください。

- 申請書 (お送りした案内一式に同封してあります)
- 誓約書 (お送りした案内一式に同封してあります)
- 自認書 (お送りした案内一式に同封してあります)
- 評価基準を満たすことを証明する書類

提出して頂く書類が不足していると、認定作業にかかれませんが、くれぐれも内容をご確認のうえ、ご提出ください。

※返信用封筒にすべて同封してご投函ください

	申請時に必ず添付が必要な書類	審査内容	備 考
✓	都道府県公安委員会の認定証の写し	開業2年以上経過	
	代行共済(保険)加入証書(証券)の写し ※登録車両番号と契約内容が判かるもの	代行共済(保険)に加入して いて掛金滞納がないか	◆優良認定後に掛金滞納(失効)が判明するか、所 定の書類が提出されない場合は優良認定を取消 ◆共済加入の方は、優良認定後に掛金納入状況を共 済組合に照会することがあります
	随伴車の任意保険証券の写し※上に同じ	随伴車の任意保険に加入して いて掛金滞納がないか	優良認定後に掛金滞納が判明すれば優良認定取消
	平成28年分運転代行業に係わる所得の確 定申告書の写し、または納税証明書の写し	申告納税義務を果たしている	事業者名と税務署の受理印があれば、金額欄は 塗りつぶすなどして可
	代表者の運転記録証明書(自動車安全 運転センター発行)の写し	過去2年間に悪質な違反(飲酒 運転、無免許、救護義務違反 など)がない	記録は1年、3年、5年の単位で発行されます 審査書類は、3年分を取得ください
	この審査項目の添付書類は必要ありません	運転代行業法及び関係法令を 順守	都道府県公安委員会等によるネガティブ情報を照会 しますので、添付書類は必要ありません。優良認定 後に行政処分が判明されれば優良認定を取消す

- 申請手数料 一律8,000円

振込先：案内一式に同封してある「払込取扱票」をご利用ください。これまでと振込先が変更になりましたので、ご注意ください。

ゆうちょ銀行または郵便局以外から振込の場合

店名(店番) 〇一九(ゼロイチキューウ)店(〇19) 預金種目 当座 口座番号 0588018
口座名 優良運転代行業者評価認定委員会＝ゆうりょうりょうんたいこうぎょうしやひょうかにかんていいんかい

※審査の結果、優良認定されなかった場合でも、申請手数料は返金いたしかねますのでご了承ください。

優良運転代行業者評価認定申請書

優良運転代行業者評価認定委員会 殿

優良運転代行業者としての評価認定を受けたく申請いたします。

申請書には、申請日時点の内容を記載してください。

申請年月日	平成 年 月 日	認定年月日	
(フリガナ)		S H	年 月 日
申請業者名	法人 個人		認定番号
	(印)		
(フリガナ)		生年月日	
代表者名		T S H	年 月 日
	(携帯 ー)		
所在地	(〒 ー)		
	(TEL. ー ー) (FAX. ー ー)	本社以外の営業所数	カ所

随伴用車両台数	●普通車 台	●軽自動車 台	●合計 台
---------	--------	---------	-------

損害賠償措置	運転代行共済（保険）付保先	
	随伴用車両の任意保険付保先	

- 申請書に、誓約書、自認書他必要書類を全て添付します。
- 申請時に、申請手数料8,000円をゆうちょ銀行の指定口座に振込みます。

平成 年 月 日

優良運転代行業者評価認定委員会 御中

申請業者名

代表者名

印

誓約書

私は、運転代行業法及び関係法令を遵守し、下記のとおり適正な運転代行業務を行っており、今後も順守することを誓います。

- 1 運転代行共済(保険)及び随伴用自動車の任意保険に加入しており、損害賠償措置の概要について利用者に書面で説明するよう、従業員を指導しています。
 - 2 運転代行業に係わる所得の申告納税義務を果たしています。
 - 3 社会保険、労働保険の加入義務を果たしている、もしくは直ちに加入します。
 - 4 事業者として過去2年以内に運転代行業法及び関係法令による刑事、行政処分を受けておりません。
 - 5 代表者が過去2年以内に悪質な法令違反(酒酔い・酒気帯び、無免許運転、救護義務違反等)で処罰を受けていません。
 - 6 接客マナー等について、従業員教育に努めています。
 - 7 その他優良運転代行業者として相応しくない事項はありません。
- ◎ 誓約事項について証明すべき資料等は、誓約書に添えて提出します。
- ◎ 運転代行共済(保険)、及び随伴用自動車の任意保険が失効した場合、評価認定を取り消されても異存はありません。
- ◎ 評価認定を取り消された場合、次回の申請ができないことに同意いたします。
- ◎証明すべき資料
1. 運転代行業法等の順守に関する自認書Ⅰ.Ⅱ.Ⅲ.Ⅳ
 2. 運転代行業に係わる平成28年分確定申告書の写し、または納税証明書の写し(事業者名と税務署の受領印が明瞭であること、金額等は塗りつぶし可)
 3. 代表者の運転記録証明書
 4. 運転代行共済(保険)及び随伴用自動車の任意保険の証書(証券)の写し

評価項目に対する自主点検（自認書） 1

自主点検（自認書）記入上のご注意

●自認書のチェック項目に対する記入は、事実に即して正確に行ってください。

●写真添付を必要とする項目については、サービス版(縦89cm×横127cm)程度の大きさのプリントを添付してください。

●順守状況の対象期間は、平成28年1月1日～平成29年12月31日です。

I 法令の順守状況

項目	確認事項	要チェック
1 認定証の掲示義務	①認定証を事務所に見やすいように掲示してある。	(要写真)
2 料金の掲示義務	①料金を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示してある。	(要写真)
3 保険契約等締結義務	①車の損害賠償責任保険等（補償限度額対人8千万円以上、対物2百万円以上、車両2百万円以上）に加入している。 ②保険料の滞納等による保険の失効や解約により、無保険状態で営業を行っていない。	必 □ 必 □
4 約款掲示義務	①約款を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示している。	必 □
5 随伴用自動車の損害賠償措置	①随伴用自動車の損害賠償責任保険（補償限度額対人8千万円以上、対物2百万円以上）に加入していて、業務用保険である。 ②保険料の滞納等による保険の失効や解約により、無保険状態で営業を行っていない。	必 □ 必 □
6 変更届の提出	①随伴用自動車に係る変更が生じたとき10日以内に変更届を提出している。	必 □
7 役務提供の条件説明義務	①利用者に以下の役務の提供の条件について説明する書面を用意している。 ・自動車運転代行業者の氏名または名称及び運転代行業務従事者の氏名 ・営業所に掲示している料金 ・営業所に掲示している約款（一部省略可） ・タクシー類似行為（随伴車に利用者を乗車させる）ができないこと。 ②役務提供の条件について口頭及び書面の交付により説明を行っている。 ③役務提供の条件説明用書面を随伴用自動車に備え付ける等により、役務提供の申し込みを受ける時点で必ず携帯している。 ④料金の概算額について、利用者に口頭等で説明を行っている。 ⑤利用者の求めがあったとき料金の領収書を発行できるよう、随伴用自動車に備え付ける等により準備している。	(要写真) 必 □ 必 □ 必 □ 必 □ 必 □ 必 □ 必 □
8 客車への標識の表示	①代行中の客車には代行中であることを示す標識を表示している。	必 □
9 随伴用自動車表示義務	①随伴用自動車のドア側面に必要とされる表示がある。 ②「タクシー」等、旅客自動車運送事業用の自動車と誤認される事項を表示していない。 ③表示はペイント、カットニングシート等による横書きとなっている。 ④文字の大きさは原則同じ大きさで、縦横5cm以上となっている。	(要写真) 必 □ 必 □ 必 □
10 帳簿等備置義務	①営業所毎に苦情の処理等に関する帳簿を備え付けている。 ②業務従事者名簿ほか必要帳簿を備え付けている。	必 □ 必 □
11 安全運転管理者の選定	①安全運転管理者を選任し、交通安全教育、運行管理等の業務を行わせる。	必 □
12 タクシー類似行為の禁止	①随伴用自動車に利用者を乗車させていない。(AB間輸送を含む)	必 □

評価項目に対する自主点検（自認書） 2

II 安全対策

項 目	確 認 事 項	適 予
1 安全への取組	①万一事故が発生したときの対応についてマニュアル化している。	<input type="checkbox"/>
	②安全運転管理者は、従業員に対する安全教育に力を入れている。	<input type="checkbox"/>
	③就業前に免許証確認とアルコールチェックを行っている。	<input type="checkbox"/>

III 利用者への配慮

項 目	確 認 事 項	適 予
1 利用者への配慮	①客車ドライバーの服装チェックを行っている。	<input type="checkbox"/>
	②接客マナー教育を行っている。	<input type="checkbox"/>
	③随伴用自動車に代行料金メーターを装着している。	<input type="checkbox"/>
	④本部と随伴用自動車との携帯電話によらない交信システムを構築している。	<input type="checkbox"/>

IV 事業主としての義務

項 目	確 認 事 項	適 予
1 事業主としての義務	①運転代行業に係わる所得の申告納税義務を果たしている。	<input type="checkbox"/>
	②社会保険、労働保険の加入義務を果たしている、もしくは直ちに加入します。	<input type="checkbox"/>
	※適用除外者です。	<input type="checkbox"/>

V 業界健全化への取組み

項 目	確 認 事 項	適 予
1 行政との良好な関係	①行政への報告義務の履行、指示に対する対応等を正しく行っている。	<input type="checkbox"/>
2 業界団体への加入	②業界団体に加入し、組織をあげて業界健全化に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

◎お願い 以上の項目に✓を入れてください。

●必（必ず順守している）計□□ ●適（適切に行っている）計□□ ●予（年度中に取り組む予定）計□□ 合計□□

貴社が優良認定業者であると自認される理由をお聞かせください。

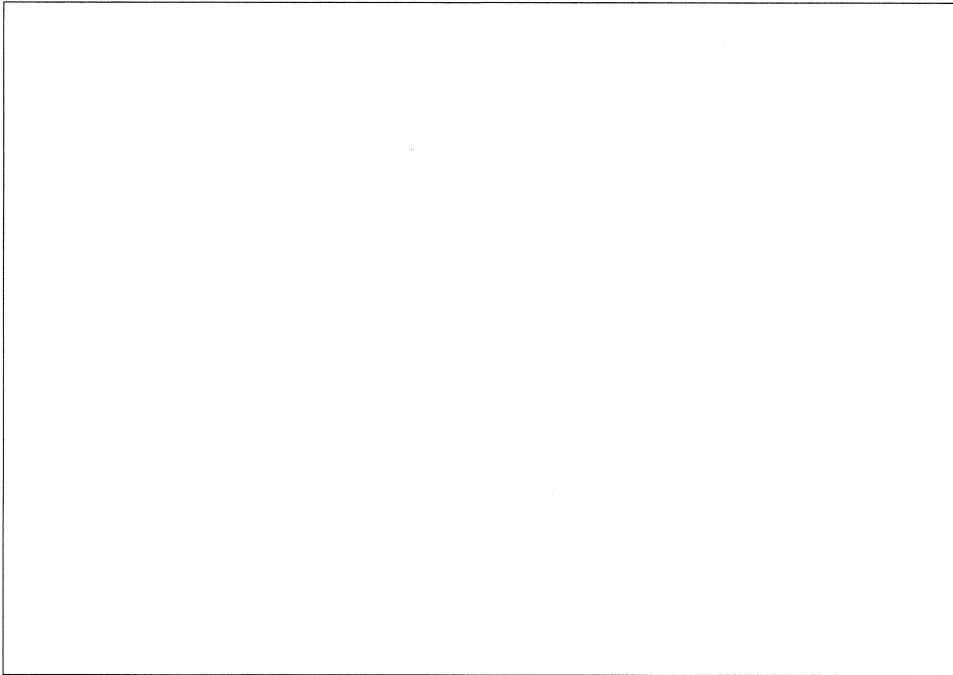
評価項目に対する自主点検（自認書） 3

●営業所に掲示してある認定証の写真をお貼りください。

●営業所に掲示してある料金表の写真をお貼りください。

評価項目に対する自主点検（自認書） 4

- 貴社が定めた役務提供の条件説明書の写真をお貼りください。



- 随伴用自動車のドア側面の写真をお貼りください。

